

在留邦人の皆様へ

在ヒューストン日本国総領事館  
在外選挙に関するお知らせ

◎第21回参議院議員通常選挙は、国会の会期延長がない場合には、次の通り実施されることが見込まれます。

- 公示日（見込）：7月5日（木）
- 当館での投票日（見込）：7月6日（金）～14日（土）
- 日本国内の投票日（見込）：7月22日（日）

◎また、衆議院議員補欠選挙（岩手県第1区及び熊本県第3区）についても、次の通り実施される見込みです。

- 告示日（見込）：7月10日（火）
- 当館での投票日（見込）：7月11日（水）～14日（土）
- 日本国内の投票日（見込）：7月22日（日）

\*今回の補欠選挙では以下の市町村の在外選挙人名簿に登録されている方が投票できます。なお、合併前の旧市町村の選挙管理委員会名が記載された在外選挙人証をお持ちの方については、当該市町村にご確認下さい。また、補欠選挙の投票開始日は、参議院選挙と異なりますので、ご注意ください。

岩手県第1区：盛岡市（旧「玉山村」を除く）、紫波町、矢巾町

熊本県第3区：山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町（旧「矢部町」、旧「清和村」を除く）

#### 投票方法

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は、次のいずれかの方法で投票することができます。今回の参議院議員通常選挙から、従来の比例代表選挙に加えて、選挙区選挙にも投票することができます。詳細については、次のホームページをご覧ください。

外務省ホームページ・アドレス：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo>

総務省ホームページ・アドレス：<http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho>

#### 1. 「在外公館投票」

- ・当館が設ける投票所で投票する方法です（投票時間は午前9時30分から午後5時まで）。
- ・「在外選挙人証」と「旅券」等の本人確認書類を持参してください。

#### 2. 「郵便投票」

・登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

・郵便で投票される方で、まだ投票用紙等を請求されていない方は、郵送日数を考慮の上、早めに請求してください。

・郵便投票される方は、「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」（総務省ホームページ等から入手できます）を、登録先の選挙管理委員会に直接送付のうえ、投票用紙の請求を行います。投票用紙等請求書への記入に当たっては、投票を希望される選挙の種類を丸印で囲み、署名欄には在外選挙人名簿登録申請の際に記入し

たものと同様の署名を、必ず本人が自署して下さい。なお、在外公館では郵投票用紙の請求は受け付けておりませんので、ご注意ください。

- ・投票用紙の請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙を郵便等により直接交付します。
- ・投票用紙の記入及び送付は、公示又は告示の日の翌日以降に行うよう、ご注意ください。また、投票用紙等は、日本国内の投票日の午後8時までに国内の投票所に到着するよう、選挙管理委員会宛に送付してください。
- ・投票用紙の記入と送付の手順は次の通りです。

— 選挙管理委員会から投票用紙が届いたら（在外選挙人証も一緒に返送されます）、選挙の公示日（又は告示日）の翌日以降に、選挙区選挙については薄い黄色の投票用紙に候補者氏名を一つ記入し、比例代表選挙については白色の投票用紙に候補者氏名又は政党等の名称（略称）を一つ記入します。

— 記載済みの投票用紙をそれぞれ同じ色の内封筒に封入します。

— 外封筒に、投票記載年月日、投票記載場所（国名）、投票者の氏名、署名、在外選挙人証の交付番号を記入します。署名は必ず本人が行い、在外選挙人名簿登録申請書に記入したものと同様の署名をして下さい。

— 内封筒を外封筒に封入し、更に送付用封筒に入れて封をして、登録先の選挙管理委員会に直接送付します（送付費用は自己負担となります）。

### 3. 日本国内における投票

・一時帰国中や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、「在外選挙人証」を提示のうえ、国内の投票方法を利用して投票することができます。投票期間や投票方法等の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

<在ヒューストン日本国総領事館>

909 Fannin Street, Suite 3000, Houston, Texas 77010

電話番号 (713) 652-2977

FAX (713) 651-7822